



発行 新潟県
号外 1
 平成27年 4月 1日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 559 道路の区域変更（道路管理課）
- 560 道路の区域変更（道路管理課）
- 561 道路の区域変更（道路管理課）
- 562 道路の供用開始（道路管理課）

告 示

◎新潟県告示第559号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 4月 1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 290号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市大栄町七丁目甲292番1から 同市荒町字妻ノ神甲231番1まで	新	(A)5.3～16.1メートル	1,199.9メートル
新発田市大栄町七丁目甲292番1から 同市荒町字村中甲10番1まで		(B)8.6～66.8メートル	2,300.0メートル
新発田市大栄町七丁目甲292番1から 同市荒町字村中甲10番1まで	旧	(A)5.3～20.1メートル	2,134.2メートル
同市荒町字村中甲10番1まで		(B)8.6～66.8メートル	2,300.8メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用
一部区間県道新発田津川線と重用

◎新潟県告示第560号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 滝谷上赤谷線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
新発田市東赤谷字弥市沢 6046 番 7 から 同市東赤谷字桧沢 5428 番 1 まで	新	6.0～38.5メートル	653.6メートル
	旧	(A) 6.0～19.0メートル	661.4メートル
		(B) 6.0～29.0メートル	653.6メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第561号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西中糸魚川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
糸魚川市上刈六丁目 1050 番 3 から 同市大字大和川字六反田 1054 番 1 まで	新	13.0～60.0メートル	4,294.6メートル
糸魚川市上刈六丁目 1050 番 3 から 同市押上一丁目 793 番 2 まで	旧	(A) 6.7～47.8メートル	3,458.4メートル
糸魚川市南押上三丁目 360 番 2 から 同市大字大和川字六反田 1054 番 1 まで		(B) 17.2～60.0メートル	1,537.6メートル
糸魚川市上刈六丁目 1050 番 3 から 同市上刈一丁目 201 番 9 まで		(B') 13.0～41.0メートル	556.4メートル

備考 1 上記(A)、(B)及び(B')は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の終点を変更する区域変更
- 3 路線の重用
一部区間一般国道148号、県道上町屋釜沢糸魚川線と重用
- 4 路線の重複
一部区間糸魚川市道中央大通り線と重複

◎新潟県告示第562号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 西中糸魚川線
- 2 供用開始の区間
糸魚川市上刈六丁目1050番3から同市大字大和川字六反田1054番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年4月1日